

保険金の利用を口実に自宅の修理を勧誘

「保険金の範囲内で修理するから自己負担はない」など、「無料」を強調して訪問販売などで消費者を勧誘している多くの業者は、「保険金の請求を代行する」というサービスと住宅修理サービスを一連の契約としており、最終的には住宅修理工事契約を結ぶことを目的としています。

<事例>

自宅は築40年以上になり、台風や大雨の際には雨漏りをするので気になっていた。そんな時に加入している保険で屋根や外壁の修理ができると夫が電話で勧誘をされた。自然災害も自己負担はないと言われたので、アンケートに答えた。アンケートはアンテナが損傷しているか、雨どいが損傷しているかというものだった。屋根に上がって見る事ができないと業者に言うと言業者が代わりに見てくれると言われ依頼した。業者に言われるままに署名をしたが、控えを受け取っていないので何に署名したか分からない。業者は屋根に上がり、屋根に損傷があると写真に撮って、見積書を出すので、加入している保険会社に持っていけばよいと言われた。しかし家族が不審に思い、加入している保険会社に確認をしたら、自然災害については罹災証明が必要と言われた。業者の説明と違う。

<対応>

センターから相談者の署名した書面を確認してほしいと業者に申し出をした。住宅の調査を申し込む書面であることがわかった。相談者は調査依頼の意思はない旨を伝えたところ、了承された。

ひとこと助言

- ・ 請求した保険金が支払われずに、工事費用を自己負担することになったり、高額な解約を請求されたりするケースもあります。安易に契約しないようにしましょう。
- ・ 契約してもクーリング・オフできる場合もあります。早めに消費生活センターにご相談ください。

